

昭和 46年 5月 18日
政 1992 号
昭和 46年 5月 18日

46年5月18日

Vertical handwritten text on the left margin.

外務大臣 殿

大韓民國 金山大使

(件名) 遺骨問題

引用公・電信 3月5日付電信第 905号
日利・番号 5月13日

太平洋戦争韩国人戦没者遺骨奉還会理事長鄭瑛永(釜山靈園理事長)は、当館を来訪し、野田参事官に対し、概要下記のとおり述べた趣に主報告す。

記

自署送付 分属官機 (行) 付属官機 (D.P) 付属給機 (〃) 自署送付 (郵)
本信送付先:
本信写送付先:
管内写配布益送先:



かねての計画どおり、遺族の戸籍等の書類を300名分揃えたいので、この書類を携え、厚生省を往訪するため、渡日しようと思っております。目下遺骨奉還のため、保健社会部および外務部への協力要請(別添同人が提出した同人の外務部長官あて陳情書および保健社会部長官から外務部長官あて公文字参照)を行っております段階にあります。(遺族の住民登録票、戸籍謄本、委任状等を集めた9冊に及ぶ膨大なファイルも当方に示しつつ)この書類は揃っております。これは一部しかありません。自分(鄭)自身、当局の許可を得て、訪日する際、携行し厚生省にお渡しすることを希望いたします。お取敢えず300名分の遺骨番号に該当する

戦死者の遺族氏名のリストのほか、^{（これは、イタリヤの国に在るものを知りし事）} 井ノ川

とし、10柱分の戸籍謄本等の書類を渡

しするに、自分の訪日に先立ち、^{（厚巻箱に在り）} ~~本記録~~

を厚生省に転達願いたく、予め御覧いた

だいたいで、自分の渡日の際、スムーズに

引渡もうけらるるよう、よろしくお願ひする。可

か、厚生省に対し、自分に対する招請状の発給

を不願ひする書簡（別添参照）を伝達願ひ

した。（この点に關しては、貴方より、日本の厚生省

がそのよう招請状を發するに、これはあるまいと

思われるので、別途送るべき民間筋の招請状

をうるに、これについては如何かと示唆してあ

いた。

(注)

1. 同人は、この戸籍謄本等の書類を予め

日本側に手渡すことはできず、コピーが
ふ渡しできるが、大部分の戸籍謄本は既
にそのコピーがファイル化によりそれ
もさらにコピーすることは不可能であ
るので、全遺族のリストのほか、エキストラ
コピーのある10枚分の書類も取敢ず
ハンガールとして提出するものがあること
へご留意のうえに申添える。

- 1 保社部長官兼外務部長官の公信書
- 2 外務部長官の陳情書
- 3 厚生大臣の陳情書
- 4 遺族名単集綴

1971. 5. 25

방 신 보 권 사회부 장관
수 신 의 무 부 장관
"공 본 보지"

1. 대평양 전쟁이 일본측에 진수 또는 평양측에 사망한 한국인 유골의 일본측 후생 상황고에 그대기 주가 인정되고 있는바
2. 사회가 인정됨에 따라 일부 가족들이 유골의 중환을 회수하고 있습니다. 따라서 그 중환을 일본정부에 요구하고 이에 소모되는 전비를 일본 정부에서 지원하도록 조치하여 주시기 바랍니다.
3. 그리고 가령 대평양 전쟁 한국인 전몰자 유족 회에서 전족에 광고하여 300 여구 만이라도 중환을 회수하고 있습니다.
4. 위와 같은 현실에 비추어 이에 대한 조속한 조치가 있어야 하겠음으로 소히 바랍니다.

끝

(当館傳訳)

1971. 5. 5.

発信 保健社会部長官

受信 外務部長官

公文書旨

1. 太平洋戦争時 日本国に徴用 又は 徴兵 以て 死

した 韓国人の 遺骨が 日本国厚生省倉庫に 2,331個 が 収

置 されているが、

2. 社会が 宛先 宛先に 従って 一部 遺族 が 遺骨の 送還 を

願 っています。 従って 送還 を 日本政府に 要請 し、~~要~~

~~要~~ 経費 を 日本政府が 支給 する 措置 を 以下 の

こと を ~~要~~ お願い 申し上げます。

3. 上記 仮称 太平洋戦争韓国軍人戦没者遺族会を全

国に広告し、300余個の^{もの}返送を急いでいたします。

4. 上記の如き現状に鑑み、これに対する早急な照会が

好かれはならないので、善処して下さいの趣、申し上げます。

以上

제 단 부 산 영 원
법 인

부산영원 제5호 (전록 27-1358)

1971. 5. 4.

수 신 외무부 장관

참 조 아 주 국 장

제 목 태평양전쟁 한국인 전몰자 유골봉환에 대한 협조의뢰

본 부산영원은 태평양전쟁 한국인전몰자 유골봉환및
봉안사업에 대하여 태평양전쟁 유족회의 총회결의에따라 위임
받고 첫 사업으로 현재 일본 후생성창고에 안치되어있는 2,331기의
유골을 봉환코져 합니다.

지난 3월13일 보건사책부에 본건 사업승인을 요청한바 귀부는 야태
욱 감은 사항에 대하여 협조해 주시기 바랍니다.

기

1. 보건사책부의 사업승인이 되는 즉시 귀부는 유골인수차
도입코저하는 3명의 대표에 대하여 여권발급에 협조해
주시기 바랍니다.
2. 귀부는 외교적채널을 통하여 일본정부에 대하여 보건
사책부에서 승인된 사업승인 내용대로 민간단체가 본건
유골인수에 따른 제반 문제를 협조도록 절충해 주시기
바랍니다.

- 유 침 : 1. 유족회 총회에서 채택된 대정부 및세지 및 결의문 1부
2. 위임절차를 갖춘 유족명단 1부. 끄.

서울특별시 수포동 27-1 청소년회관 209호
(서울 열락사무소)

재단 부 산 영 원
법인
이 사 장 정 기 영

(当館便訳)

財団法人 釜山霊園

釜山霊園才5号 (電話 27-1358)

1971.5.4

受信 外務部長官

参照 亞州局長

提目 太平洋戦争韓国人戦没者遺骨奉還 に対

する 協調依頼

本釜山霊園は、太平洋戦争韓国人戦没者遺骨奉還および奉還事業に対し、太平洋戦争遺族会の総会決議により、委任され、最初の事業として、現在日本厚生省倉庫に安置されている2,331個の遺骨を奉還しようと思は

3.

3月13日 保健社会部に 本件事業の承認を要請したと

こ3. 貴部は 下記事項に対して 協調して下さい
1. 申し上げます。

記

1. 保健社会部の事業承認が ~~審議~~ 済み 貴部は 遺骨引
受のため 渡日した3名の代表に対して 張着発給に
協調して下さい お願い申し上げます。

2. 貴部は 外交的チャンネルを通じて 日政府に対して
保健社会部で承認された 事業承認内容のとり 民間
団体が 事業を行なう際、 日本政府が
本件遺骨引受 に 諸般の問題に 協調

3
以下各行折衝以下各行お願ひ申し上げます。

別添： 1. 遺族会総会ご採択の長対政府メッセージ

及び決議文 1部

2. 巻付け系統を備えた遺族名簿 1部

以上

ソウル特別市水標洞27-1 青年会館209号

(ソウル連絡事務所)

財団法人

釜山霊園

理事長

鄭琪永

財團法人 釜 山 靈 園

釜靈洋 34号

1971. 5. 14.

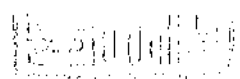
受信 日本國厚生大臣
 参照 駐韓 日本國大使
 題目 日本厚生省에 保管中인 太平洋戰爭 韓國人
 戰沒者 遺骨引渡要請 및 協助依頼

1. 本 釜山靈園의 代表者는 1971年3月31日 本
 件에 關하여 貴下에게 이미 公文을 發送한 바
 있습니다.

2. 貴厚生省에 安置되어 있는 遺骨 2,331柱中 300柱
 (名單別添)에 對하여 遺族으로부터 引受에 關
 한 모든 權限을 委任받고 本件 遺骨引受次 渡日
 予定입니다.

3. 本件 遺骨에 對하여는 遺族일을 確認할 수 있는
 (1) 戶籍謄本 (2) 住民登錄票 (3) 委任狀等 一切
 書類가 具備되었습니다.

4. 貴省에서 本件 遺骨引受次 渡日코자 하는 本人에



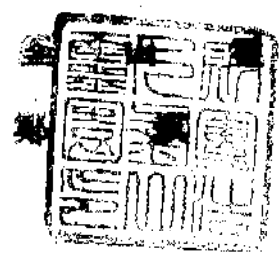
대한 招請狀을 賜給해주시기 바랍니다.

- 有添：
- 1. 遺族名單 一部
 - 2. 遺族會委任狀 寫本 一部
 - 3. 本人 履歷書 一部

- 끝 -

서울特別市中區水鏡洞 37의1 青少年會館 200 号

財團法人
理事長



(送附文)

財団法人 釜山聖園

筆番号 34号

1971. 5. 14

受信 日本国厚生大臣

参照 駐韓日本国大使

題目 日本厚生省に 保管中の太平洋戦争韓国人
戦没者遺骨引渡要請 及び 協助依頼

1. 本釜山聖園の代表者は 1971年3月31日 本件に関
し 貴下へ 既に公文を発送したことが あります。

2. 貴厚生省に 安置されている 遺骨 2,331 柱中 300 柱
(右簿列添) に対し 遺族が 引渡に関する すべて
の 権限を 委任され、本件遺骨引受のため 渡日 予定
されています。

3. 本件遺骨 に対しては 遺族である ことを 確認できる (1)
戸籍謄本 (2) 住民登録票、(3) 委任状等 一切の書
類が 具備されています。

4. 貴省で 事件遺骨引受のため 渡日しようとする 本人に
対する 招請状 を 発給 した こと について お願い します。

- 別添: 1. 遺族名簿 一部
2. 遺族会委託状 写本 一部
3. 本人履歴書 一部

以上

ソウル特別市中区水標洞2701 青年会館209号

財団法人 釜山 聖園

理事長 鄭 琪 永